アメリカのNPO税制

岩 田 陽 子

次 Ħ

はじめに

- I アメリカの NPO の特徴
- Ⅱ 免税団体の概要
 - 1 法人税の免税団体
 - 2 第501条(c)項(3)号団体
- Ⅲ 免税の申請・認定方法
 - 1 免税申請
 - 2 免税団体の認定等
 - 3 免税団体の義務と規制
- IV NPO と法人税
 - 1 非関連事業への課税
 - 2 投資収益への課税
- V NPO と寄付金控除
 - 1 経緯
 - 2 寄付金控除の現状
 - 3 ボランティア控除
- VI 日米 NPO 税制比較
 - 1 法人税の課税
 - 2 寄付金控除
 - 3 認定 NPO 法人制度とパブリック・チャ I アメリカの NPO の特徴 リティ

おわりに

はじめに

アメリカは NPO⁽¹⁾ の先進国として知られて いる。17世紀初頭よりヨーロッパからの移民が 各地でコミュニティをつくり、連邦政府成立以 前から、市民自らが道路、学校、消防署などコ ミュニティに必要な施設や仕組みを作り上げて いった歴史を反映している。

南北戦争後は、富を蓄積した資産家たちが私 財を提供し美術館や学校などをつくり、20世紀 の初めにはカーネギー財団、ロックフェラー財 団、フォード財団などの助成財団(ファウンデー ション)が次々と設立された。これらの巨大な 財団に加えて、メトロポリタン美術館や、ハー バード大学も NPO である。 NPO はアメリカ の歴史的所産ともいえる。

現在、わが国では、NPO法人、公益法人を 含む非営利法人税制の改革が検討されている。 今後の改革のあり方を考える一助として、アメ リカの NPO 税制を以下に紹介する。

アメリカの NPO は、税法上、主として内国 歳入法第501条(c)項⁽²⁾ に個別に規定される法人 税の免税団体に該当する(後掲表1参照)。その 中でも、同条(c)項(3)号に該当する団体は、公益 性が認められ、寄付金控除の対象となる特別な

⁽¹⁾ NPOとは Non-profit Organization (非営利組織)の略称であり、利益を関係者間で分配しない団体である。

^{(2) 26} U.S.C.501(c)

団体であり、狭義の NPO とも呼ばれている⁽³⁾。 第501条(c)項(3)号団体の数は、1993年の57万 5,690から2003年には96万4,418に達し、10年間 に59.7%の増加をみている。これらの(c)項(3)号 団体は、第501条(c)項の免税団体のうち64.2% を占める(2003年)。

なお、教会は法人税の免税団体であり、かつ 寄付金控除の対象となる501条(c)項(3)号団体で ある。しかし、教会の場合は、内国歳入庁に免 税を申請する必要はなく⁽⁴⁾、第501条(c)項(3)号 団体として登録されていない。したがって、約 35万の教会の数を考慮に入れると寄付金控除の 対象となる団体の数はおよそ130万に達する。

このような量的拡大を反映して NPO の雇用における重要性も増している。この25年間において、NPO 従事者は 2 倍に増加し1,250万人となり、全労働者数に占める NPO 従事者の割合は9.5%に達している(2001年)(5)。年間の雇用の伸び率は、営利企業が1.8%、政府が1.6%であるのに対し、2.5%と高い数値を示している。NPO が、政府に代わって公共サービスを提供する主体としてのみでなく、有力な雇用創出主体に成長しているといえる。

アメリカの NPO 活動を支える資金源の一つ

として寄付金がある。2002年の寄付金総額は、2,409.2億ドルであり、そのうち個人の寄付額は76.3%、1,837.3億ドルに上り、国家予算の約1割にも達する $^{(6)}$ 。全世帯の89%が、平均して家計収入の3.1%にあたる年間1,620ドルの寄付を行っている(2000年) $^{(7)}$ 。一方、企業及び企業財団による寄付は5.1%を占めるに過ぎない $^{(8)}$ 。

個人の寄付が充実している背景には、ユナイテッドウェー(9)等の中間支援団体による「給与天引き制度」がある⁽¹⁰⁾。この制度は、給与から一定金額をNPOに自動的に寄付する仕組みで、中間支援団体が、企業を回って従業員にNPOを紹介し、従業員が選択するNPOに給与天引きで寄付ができるように中継ぎをする役割を果たしている。

また、所得が高くなるにつれて、寄付額も大きくなる傾向があるが⁽¹¹⁾、高所得者層の寄付の定着には、個人納税者に対する手厚い寄付金控除制度の存在が大きい(後述)。

個人、企業から集められた寄付はどのような NPO に配分されているかをみると、寄付金額 全体の35.0%が宗教団体に対する寄付であり、 その次は教育団体で全体の13.1%を占める⁽¹²⁾。

- (3) 『海外における NPO の法人制度・租税制度と運用実態調査 報告書』住信基礎研究所, 1999, p.7.
- (4) 収入が5,000ドルに達しない団体も内国歳入庁に免税を申請する必要はない。
- (5) "Employment in the Nonprofit Sector Nonprofit Almanac Facts and Finding" http://www.independentsector.org/programs/research/research.html
- (6) Giving USA 2003, p.9.
- (7) "Giving and Volunteering in the United States 2001" http://www.independentsector.org/programs/research/gv01main.html>
- (8) このほか、助成財団(ファウンデーション)による寄付が11.2%、遺産による寄付が7.5%である。遺産による寄付と現在生きている個人の寄付を合わせると寄付額は2,018.3億ドルに達し、寄付額全体の83.8%を占める。
- (9) ユナイテッドウェーはアメリカで最大の募金の組織であり、まとまった市町村圏の区域を単位として、区域内の多数の社会福祉施設・団体等の NPO に資金を配分する目的で一元的寄付金募集を行っている。
- (III) アメリカではおよそ1,700万人がユナイテッドウェーに寄付をしている。これは労働人口(1億3,650万人)の 約12%に相当する。($Giving\ USA\ 2003$, p.154.)
- (1) "Giving to Religious Congregations and Secular Organizations by Income Class and Federal Income Tax Itemizer Status" faith & Philanthropy The Connection Between Charitable Behavior and Giving to Religion http://www.independentsector.org/programs/research/faithphilanthropy.html>

NPOを支える寄付金額は莫大なものであるが、多くのNPOは事業収入を軸に運営され、活動資金に占める寄付金の割合は小さい。NPO全体の平均では事業収入が4割、政府からの資金援助が3割を占め、寄付金のシェアは2割弱にすぎない。NPOの中核である医療、教育・研究分野では、事業収入が5割と過半に及び、寄付金は1割前後に留まる(13)。

Ⅱ 免税団体の概要

1 法人税の免税団体

NPO は免税団体であり、事業所得は原則として非課税である。ただし、本来事業と関連のない非関連事業所得に対しては、法人税が課される。

免税団体として、主に内国歳入法第501条(c) 項に列挙されている団体には、慈善目的の団体 のほか、構成員の親睦、相互扶助などを目的と した共益団体、免税団体に対する支援を行う団 体など性格を異にするさまざまな団体が含まれ ている(表1)。

2 第501条(c)項(3)号団体

寄付金控除の認められる第501条(c)項(3)号団体⁽¹⁴⁾ には、パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーションがあり、およそ90%の団体が、パブリック・チャリティである。パブリック・チャリティ(Public Charities)という名称は、内国歳入法、財務省規則には、使用されていないが、後述の内国歳入法第509条(a)項に該当する公的機関(Public Institution)、公的支援を受けている団体(Public supported

organization)等を総称する名称として、内国 歳入庁自身が発行するパンフレット等で用いら れており⁽¹⁵⁾、一般に幅広く使用されている。

表 1 免税団体の一覧と団体数(2003年)

税法	団体数	
501(c) (1)	公共法人	103
501(c) (2)	免税団体資格保有法人	7,078
501(c) (3)	宗教、慈善、科学、公共安全試験、 文学、教育、国内・国際のアマチュ アスポーツの育成、子供及び動物 の虐待防止保護等の活動を行う法 人又は基金若しくは財団	964,418
501(c) (4)	市民団体、社会活動団体の地域従 業員団体	137,831
501(c) (5)	労働団体、農業団体、園芸団体	62,641
501(c) (6)	商工会、商工会議所、事業者団体 など	84,838
501(c) (7)	親睦団体	69,522
501(c) (8)	友愛団体	79,390
501(c) (9)	任意従業員共済団体	13,066
501(c) (10)	宿泊施設利用型友愛団体	22,576
501(c) (11)	地方教員退職基金	15
501(c) (12)	地方共済生命保険団体	6,662
501(c) (13)	共同埋葬・霊園法人	10,585
501(c) (14)	州認可信用組合・相互信用組合	4,338
501(c) (15)	小規模相互保険会社・組合	1,777
501(c) (16)	農業融資機関	20
501(c) (17)	失業補償給付信託	468
501(c) (18)	従業員積立年金信託	1
501(c) (19)	軍人団体	35,132
501(c) (20)	法律扶助団体	-
501(c) (21)	炭塵肺給付基金	28
501(c) (22)	退会負担金補償基金	-
501(c) (23)	退役軍人団体	2
501(c) (24)	ELISA (エリサ法) 4049条の信託	3
501(c) (25)	年金などのための持株会社	1,259
501(c) (26)	州出資ハイリスク健康保険団体	10
501(c) (27)	年金などのための持株会社	9
501(c)	団体全体の合計	1,501,772
501(d)	宗教生活共同団体	138
501(e)	医療共同組合	39
501(f)	教育共同組合	1
501(n)	慈善団体保険基金	-
521	農業共同組合	-
529	州出資特定教育プログラム	-
免税団体台	1,501,950	

(出典) Tax-Exempt Organization and Other Entities Listed on the Exempt Organization Business Master File,by Type of Organization and Internal Revenue Code Section,Fiscal Years 2000-2003 Internal Revenue Service Data Book 2003をもとに作成

⁽¹²⁾ そのほか、助成財団に9.1%、医療、保健関連団体に7.8%、福祉関連団体に7.7%、芸術・文化関連団体に5.1%、中間支援団体に4.8%、環境、動物保護団体に2.7%、国際協力団体に1.9%の寄付が行われている(使途が明らかでない寄付が12.6%)。(Giving USA 2003, p.10.)

低3)藤井英彦「構造改革 NPO を生かせ 公共分野担い手に 法人制度の改革不可欠」『日本経済新聞』2002.11.27.

⁽¹⁴⁾ 寄付金控除の対象となる団体は第501条(c)項(3)号団体のほか、(19)のすべてと(1)、(8)、(10)の一部であるが、大半は第501条(c)項(3)号の団体である。

- (1) パブリック・チャリティ
 - (i) パブリック・チャリティの種類

パブリック・チャリティは寄付金控除の対象となる団体のなかでも、個人所得税において調整総所得(16)の50%の限度額までの控除が認められており、税制上最も優遇されている免税団体である。

前述のように、第501条(c)項(3)号団体のうち、第509条(a)項(1)~(4)号の条件を満たす団体が、大衆に広く支持されている団体としてパブリック・チャリティとなる $^{(17)}$ 。第509条(a)項の要件を満たさない団体は、プライベート・ファウンデーションとなる $^{(18)}$ 。

パブリック・チャリティには、以下の 4 種類 がある。

①公的機関 (Public Institution) (第509条(a)項 (1)号)

内国歳入法第170条は寄付金控除に関する規定であるが、第509条(a)項(1)号には、第170条(b)項(1)号(A)(i)~(v)に規定されている宗教団体、小・中・高・大学等の教育機関、病院等の医療研究機関、公立大学後援財団、政府機関は、条件なしにパブリック・チャリティとなる、と定めている。

②公的支援を受けている団体 (Public supported organization) (第509条(a)項(1)号及び(2)号)

収入の実質的な部分が、政府機関または一般 大衆からの寄付金で成り立っており、パブリックサポートテストの基準に適合している団体は、パブリック・チャリティとして認定される。この要件を充足するものには、歴史博物館、図書 館、美術館、コミュニティセンター、オペラ・オーケストラ、バレエ団、劇団、赤十字、共同 募金会等が挙げられる。

③パブリック・チャリティ後援団体 (Supporting Organization) (第509条(a)項(3)号)

①、②の団体を後援する目的で設立され、運営されている団体である。

④公共安全試験団体 (Organizations that test for public safety) (第509条(a)項(4)号)

消費物資や製品が一般大衆にとって安全かどうかを審査する団体である。

(ii)パブリックサポートテスト

パブリックサポートテストとは、団体が、連邦政府、州、個人、企業、財団など多くの者から寄付や助成金、補助金を受けているかどうかでその団体の公益性を判断する審査基準である。 一企業、一個人の多額の寄付ではなく、多くの者から支援を受けているということをもってパブリックサポートと考える方式である。

アメリカのパブリックサポートテストは一つの数式だけではなく幾つかの認定基準が用意されている。原則は下記(a)の3分の1審査適格団体に適合することが要件であるが、適合しない場合でも、(b)の事実及び状況審査適格団体、または(c)の公的に支えられたサービス供給団体に該当すればパブリック・チャリティに認定されることとなる。

複数の認定方法が存在することによって、性格の異なる多様な団体がパブリック・チャリティの認定を受けることが可能となる。

(a) 3 分の 1 審査適格団体 (第509条(a)項(1)号)

^{(15) &}quot;Chapter3 Section 501(c)(3)Organization Private Foundation and Public Charities." *Tax-Exempt Status for your Organization*, publication 557, p.26,"Public Charities and Private Foundation" *Applying for 501*(c)(3)*Tax-Exempt Status*, publication 4220, p.5.

⁽¹⁶⁾ 給与、利子、事業所得、社会保障手当等の合計である総所得から個人退職基金口座の拠出金、転勤費用等の所 得調整控除を差し引いたもの。

⁽IT) 第509条はそもそも、プライベートファンデーションを定義する条文であるが、第509条(a)項に列挙する要件に 適合していない団体がプライベート・ファウンデーションであるという消極的な定義を行っている。

^{(18) &}quot;Chapter Section 501(c)(3)Organization Private Foundation and Public Charities." *Tax-Exempt Status for your Organization*, publication 557, May 2003, p.26.

収入の3分の1以上が一般寄付や政府・公的 補助からなる団体をいう。この要件を満たすこ とにより、広く支持されており、公益性がある と判断される。4年間の平均の数値をみて審査 される。下記の数式の分子に算入できる各寄付 者からの寄付金額は、当該団体がその年度に受 け入れた寄付総額の2%までに制限される。こ の寄付金額の算入制限により、少ない寄付者か ら多額の寄付金を提供されるよりも、より多く の寄付者から小額の寄付金を集める団体のほう が有利となる。ちなみにメトロポリタン美術館 では、来館者から入場料の代わりに寄付金を徴 収するほか、より多額の寄付をする人には、年 間を通じた自由な入場、展示品のカタログのプ レゼント、美術館の売店でのディスカウント等、 寄付額に応じてさまざまな特典を与えるなど、 パブリックサポートテストに適した資金集めを している(19)。

数式の分母の総収入には、本来の事業収入は 除外され⁽²⁰⁾、寄付金、補助金、助成金、非関 連事業収入、投資収入が入る。

表 2 パブリックサポートテスト (3分の1審査適格団体)

(b)事実及び状況審査適格団体(第509条(a)項(1) 号)

寄付等の割合が3分の1に満たない団体でも、以下の要件を満たした団体は、パブリック・チャリティとして認定される。すなわち、①総収入の10%以上が政府機関および一般公衆からの支援によるものであること、②継続的かつ誠実に、一般公衆、政府機関、他のパブリック・チャリ

ティなどから寄付を募集するプログラムを実施 していること、の2つの要件を満たす必要がある。

これらの絶対必要条件とは別に、すべての要件を満たす必要はないが、以下の5項目に関して、総合的に判断の対象とされ、パブリック・チャリティの認定が行われる。すなわち、①支援金に占める政府機関や一般公衆からの助成や寄付金の割合が高い(21)、②理事会が幅広い利益を代表するメンバーで構成されている、③施設や事業プログラムが一般公衆の便益に供されている、④会費が妥当な額である、⑤その活動が広く一般社会の利益や目的に資する、という点も判断材料にされる。

(c)公的に支えられたサービス供給団体 (第509 条(a)項(2)号)

公益的なサービスを提供し、その事業収入を 得ながら、かつ多くのものから支援を受けてい る団体もパブリック・チャリティに認定され得 る。認定にあたり、団体の本来事業の収入を考 慮に入れる点が、(a)の3分の1審査適格団体、 (b)の事実及び状況審査適格団体の基準と異なる。

具体的な要件としては、①寄付金、助成金、会費収入と本来事業で得た収入(コンサートなどの入場料、物品販売、サービスの提供等)の合計額が総収入の3分の1以上であり(22)(表3)、②投資収入と非関連事業収入の合計額が、総収入の3分の1以下になっていなければならない(表4)。②の要件は、多額の資金運用や本来の事業とは関連のない事業を大々的に行う団体には寄付税制の優遇措置を与える必要がないという考えに基づき、設けられている。

⁽¹⁹⁾ メトロポリタン美術館ホームページ(http://metmuseum.org/member)

⁽²⁰⁾ 本来事業をどのぐらい行ったかを審査する目的ではないので、本来事業収入は分母に入れない。日本の認定 N PO 法人制度におけるパブリックサポートテストでは、アメリカとは異なり、本来事業収入を分母に含めている。 (21) 政府機関や一般公衆からの助成や寄付金の割合が高ければ高いほど、パブリック・チャリティ認定に有利となる。

② 分子にいれる会費以外の本来事業収入は当該団体の支援受入額の1%か5,000ドルのどちらか大きい額を入れ、 分母に本来事業収入全額をいれる。

表3 パブリックサポートテスト (公的に支えられたサービス供給団体 要件①)

寄付金や助成金など+本来事業収入(支援総額の1%ないしは5,000ドルまで)
総 収 入

 $\geq \frac{1}{3}$

表4 パブリックサポートテスト (公的に支えられたサービス供給団体 要件②)

 $\frac{$ 投資収入+非関連事業収入 $\qquad \leq \qquad \frac{1}{3}$

- (2) プライベート・ファウンデーション
 - (i) プライベート・ファウンデーションの概 要

内国歳入法第501条(c)項(3)号にあてはまる団体でありながら、第509条(a)項のパブリック・チャリティの要件に適合しない団体はプライベート・ファウンデーションとなる。

プライベート・ファウンデーションは、税制 上の取り扱いの違いから、事業型プライベート・ ファウンデーションと助成型プライベート・ファ ウンデーションに区分される。

助成型プライベート・ファウンデーションは、主として助成金を出して助成先を支援する活動を行う財団であり、独立財団(Independent Foundation)、企業財団(Company-sponsored Foundation)が、その範疇に属する。独立財団、企業財団は、非営利活動に助成金を出す財団について、その基金を主として誰が出したかに着目した分け方である。

独立財団は、フォード財団、ロックフェラー財団、カーネギー財団など、富裕な個人や一族が寄付を行い基金を設立し、個人、団体による教育、福祉、文化・芸術などの公益活動に助成をするものである。企業財団は、AT&T財団やジェネラル・モーターズ財団など、企業が出捐して基金を設立し、一定の公益活動に助成を行うものであり、企業が直接、公益活動に寄付する企業寄付とは異なる。

これらの財団とは異なり、財団みずからが事業を行うことを主たる活動とした財団が事業型プライベート・ファウンデーションである。美

術館・博物館の運営財団や、研究所、シンクタンクなど自主事業を行う財団等が該当する。

(ii) プライベート・ファウンデーションに対する規制

プライベート・ファウンデーションに対しては、パブリック・チャリティにはない多くの規制が行われている。一般的に免税団体の投資収益には課税されないのが原則であるが、プライベート・ファウンデーションに対しては、2%の税率が課される。また、財団と財団関係者間の自己取引、一企業の株式総数の20%以上の保有、ファウンデーションの目的達成を危うくする投資等はすべて禁止され、これらに違反する場合には税金が課せられる。さらに助成型プライベート・ファウンデーションについては、肥大化を防止するために資産総額の5%を公益的な事業に支出することが義務づけられている。

このような規制が行われるようになったのは、第2次大戦期から戦後にかけて、所得税率が大幅に引き上げられたことに伴い、免税の扱いがなされている財団を利用して営利事業を行うなど、財団が租税回避・脱税の手段に使われる事例がみられるようになったためである。そのため、1969年税制改革法で第501条(c)項(3)号に該当する団体をパブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーションのカテゴリーに分類し、プライベート・ファウンデーションに対しては上記の通り、税制面での規制を加え、年次報告についても詳細な報告を求めることとしたのである。

(iii) 事業型プライベート・ファウンデーションの要件

事業型プライベート・ファウンデーションと 助成型プライベート・ファウンデーションでは、 税制上の扱いが異なる。 事業型プライベート・ファウンデーションに関しては、パブリック・チャリティと同様に個人の寄付金控除が調整総所得の50%まで認められるが、助成型プライベート・ファウンデーションの場合には、30%までしか控除が認められない(内国歳入法第170条(b)項(1)号(23))。寄付金の大半を個人が担っているので、プライベートファンデーションにとって、どちらに区分されるかは寄付金の確保の観点から重要な問題である。

内国歳入法は、事業型プライベート・ファウンデーションの要件を複数挙げており(内国歳入法第4942条(i)項(3)号)、そのうちのいずれかに該当すれば、事業型プライベート・ファウンデーションとして承認することとしている。要件には①収支基準(総収入の少なくとも85%以上を本来の目的に沿った公益活動やその関連事業に支出する)、②資産基準(資産の65%以上を当該団体の本来目的に沿った公益活動や関連事業に利用する)、③収入源基準(収入の85%以上が一般寄付または当該団体と利害関係を有しない5つ以上の免税団体からの寄付によるものであること)等がある。

Ⅲ 免税申請と認定方法

アメリカの NPO の法人格取得に関する規定は、わが国と異なり連邦の統一法でなく各州法に委ねられている。 NPO 法人の設立申請は、一般に、当該団体の所在する州の法律に基づき、定款または規則を作成し、その他必要書類を添付し州当局へ提出し、州務長官の認証を受けた上で、当該団体の所在州の地方団体(郡、市、タウン等)の権限ある当局へ届け出をするという手続で行われる。

1 免税申請

連邦税の免税措置が必要な団体は、法人格取得とは別に内国歳入庁の承認を受けなければならない。また、連邦税の免税資格と州税の免税資格は連動していないので、州税については別に申請が必要である。団体の種類により、申請に必要な書類等は異なる。

免税団体のなかで大半を占める内国歳入法第 501条(c)項(3)号の寄付金控除の対象となる団体 の場合、①名称、住所等団体の概要、②団体の 過去、現在の活動、次年度以降の活動の予定、 活動の原資、募金の予定、助成金などへの応募 状況、役員等の氏名、親族関係や企業関係者な どの有無、政治団体や他の公益団体との関係、 ③寄付金の優遇団体の種類の選択(パブリック・ チャリティもしくはプライベート・ファウンデーショ ン)、④過去4年分の財政上のデータ(4年以 上の実績のない団体は、現状と2年間の予算を記載) の4つの部分から構成される書式1023号で申請 を行う(24)。③では、申請者が書式の質問に答 える形で申請団体がパブリック・チャリティ、 プライベート・ファウンデーションのどちらで あるかを選択する方式になっている。パブリッ ク・チャリティ、事業型プライベート・ファウ ンデーションである場合には、さらに別表の質 問への回答を記入する必要がある。

2 免税団体の認定等

内国歳入庁の調査は、資格承認申請時及び承 認後は定期的に実施される。

免税団体の認定要件は団体の種類によって異なる。第501条(c)項(3)号団体を含む免税団体の調査は、形式面及び実質面の双方について行われる。形式面については、団体の定款ないしは

^{(23) 26} U.S.C.170(b)(1)

⁽²⁴⁾ 第501条(c)項(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(15)、(17)、(19)、(25)号の団体に関しては、書式1024号で申請する。この書式の内容は(i)名称、住所等団体の概要、(ii)団体の活動内容、(iii)財務状況、(iv)各種の団体に限定された申請項目により構成されている。

規約に記載された目的、残余財産の帰属、財務 状況等多面的に審査し、承認を行う。

一方実質面では、①財産や資金などが内部者の私用に供されていないか、②活動の実質的な部分が、立法活動や選挙活動などの政治活動に転化していないか、③収益(非関連)事業活動が、その団体の本業と化していないか、などの点を審査する。申請から承認までの期間は概ね4ヶ月程度である。

第501条(c)項(3)号団体の認定審査は、上記の条件に加えて、内国歳入法の規定にある認定要件に基づき、団体の目的が内国歳入法第501条(c)項(3)号に列挙された目的(宗教、慈善、科学、公共安全試験、文芸、教育、国内、国際的なアマチュアスポーツ競技の助成、児童・動物に対する虐待の防止)の一つ以上に合致しているか、法人と役員の自己取引禁止を定款で明記しているか、さらに上記8項目の活動目的のいずれか一つ以上の活動への支出額が総支出額の一定以上であるか、パブリックサポートテストの要件に合致するか等の審査がなされる。

政治活動に関して、第501条(c)項(3)号団体は、 ほかの免税団体と比べて厳しく制限されている。 選挙活動への介入は禁止されており、ロビー活動も制限されている。

免税資格承認時の審査にあっては、申請団体 に活動実績が少ない場合も多く、形式面での審 査が重視される。一方定期的審査にあっては、 実質面での審査が重視される。

3 免税団体の義務と規制

免税認定を受けた団体は、各年度に情報申告書を提出する。2万5,000ドル以下の収入の団体と免税申請する必要のない教会は、情報申告書を提出する必要はない。情報申告書は公開されることとなっており、主たる事業所等において、免税申請書とともに最近3年間の情報申告書のコピーを備えておく必要がある。

情報申告書の内容は、財務状況、事業内容の他、理事・幹部職員の報酬・給与、団体からの

請負業者への支払、部内の役職員等との直接間接の資金取引、助成金支出一覧、理事・幹部職員に対する貸付けの明細、募金会計、外部の専門家に対する支払、主要事業の詳細等である。

IV NPO と法人税

NPOへの課税を概観するにあたっては、法人そのものへの課税(法人税)の側面と、その団体に対して寄付する納税者への課税(所得税)の両方を視野に入れる必要がある。

1 非関連事業への課税

1894年に法人に対する連邦所得税課税が始まったが、NPOの収益については免税措置が採られた。しかし、1950年歳入法により、同種の事業を展開する営利企業との競争上の不公正の改善という観点から、NPOの収益事業への課税が始まった。

現行の税制においては、内国歳入法第501条(a)項の規定により、免税団体の認定を受けた団体は、その本来の目的に関連する事業からの所得は免税となる。一方、第501条(b)項の規定により、団体の本来の目的に関連しない事業(非関連事業)から生じる所得は課税対象とされ、通常の法人税率で課税される。関連事業か非関連事業かは、当該事業がその団体の活動目的に関連するか否か(実質関連性主義)で判断される。課税・非課税の認定にあたっては、免税団体と営利企業の間に不公正な競争が起き得るかどうか、という観点が重要となる。

本来事業と関連性がある課税事業と認定されるためには、当該活動が団体の本来事業の活動目的の達成に役立つものでなければならない。本来事業の目的と照らして必要な範囲を超えて事業が行われるときに法人税の課税対象となる(財務省規則1・513-1(d)(3)(25))。

美術館でのギフトショップでの販売等を例に とると、美術館での複製品の販売売上げは教育 的であり、美術館としての本来事業の目的に関 連するので、非関連事業所得とはみなされない。 アメリカの美術館は、そのほとんどが内国歳入 法第501条(c)項(3)号団体であるが、第501条(c)項 (3)号の規定には、芸術団体が明記されていない ので、多くの美術館は「教育」を活動目的とし ており、美術館の活動の中にも教育的要素が配 慮されている。

複製品の販売が非課税となるのに対し、記念品や日用品の販売は展示物の複製が印刷されているか、特定の行事や展示のPRをするものでない限り、非関連事業所得とみなされる。

その他、非課税とされる所得の例としては、 公演または講演会の入場券収入、学生あるいは 会員が納入する授業料または受講料、障害をも つ労働者が作った製品や農業学校の生産物の販 売等による収入が挙げられる。

また、非継続的もしくは周期的にのみ非関連 事業が行われている場合には、課税されない⁽²⁶⁾。 年に一度毎年続けられているようなダンスパー ティなどは、非課税である。

さらに、特例として第501条(c)項(3)号団体が行う①無報酬のボランティア活動による事業、②患者、訪問者、従業員、学生などの便宜のための食堂、書店、住宅等の運営、③贈与・寄付として受領した商品の販売利益は、非関連事業所得の対象とならない。これらの事業が営利企業と競争する性質のものでないことが除外理由である。

2 投資収益への課税

非営利団体の投資収益には原則として課税されない。これは、免税団体のあげる投資収益や金融収益等については、営利企業との間で競争上の問題が生じないという理由による。

ただし、前述のとおり、プライベート・ファウンデーションに対しては、租税回避行為の抑制という観点から例外的な課税が行われ、純投資収益(総投資収益から必要経費を控除したもの)に年間2%の課税がなされる。

V NPO と寄付金控除

アメリカの個人納税者の寄付額は大きなものであるが、この背景には、税制上の優遇措置の存在がある。

1 経緯

個人納税者の寄付金控除は、1917年歳入法で、調整総所得の15%まで控除が認められたことに始まる。企業の公益的寄付金の損金算入は、1935年に課税所得の5%まで認められるようになった。その後個人の寄付金控除の限度額は徐々に引き上げられて行き、1969年の税制改正では、当時30%であった限度額をパブリック・チャリティと事業型プライベート・ファウンデーションに対する寄付金に関しては50%まで引き上げた。

レーガン税制改革による1981年の経済再建税法(Economic Recovery Tax Act of 1981)において、個人の寄付を活発化することを目的として、5年間の時限立法ではあったが、従来、項目別控除を選択する納税者に限定されていた寄付金控除を、概算控除を選択する納税者にも認めることとした(27)。また企業の損金算入限度額が課税所得の5%から10%に引き上げられ現在に至っている。

1984年の財政赤字削減法 (Deficit Reduction Act of 1984) では、個人の助成型プライベー

^{(25) 26} C.F.R 1 • 513-1(d)(3)

⁽²⁶⁾ 内国歳入法第512条(a)項の規定により、非関連事業所得課税の対象となるのは「継続的に営まれる」ものに限定されているためである。

② アメリカの連邦所得税においては、納税者は、必要経費の控除として概算控除、もしくは実額控除である項目 別控除のどちらかを選択できる。詳細は後述。

ト・ファウンデーションに対する寄付金控除の限度額も当時の調整総所得の20%から30%に引き上げられた。

一方1986年の税制改正では、土地、建物、株、美術品等の評価性資産の寄付金控除を、個人、法人ともに代替ミニマム税⁽²⁸⁾の計算に含めるという寄付のインセンティブを低下させる改正も行われた。この結果、大学、病院、博物館等の評価性資産の寄付に依存している団体は、寄付が減少し大きな影響を受けることとなった。また、概算控除選択者に寄付金控除の適用を認める時限立法が、1986年の税制改正で延長されることなく廃止されたことも寄付の促進には逆風となった。

その後、1993年包括財政調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993)により、評 価性資産の寄付金控除における代替ミニマム税 の適用は解除された。

現ブッシュ大統領は、2003年度、2004年度の 予算教書において、再び概算控除選択の納税者 に再び寄付金控除を適用できるようにすること、 法人の損金算入限度額の引き上げを提案したが、 税制改正は実現しなかった。

2 寄付金控除の現状

アメリカの連邦所得税においては、納税者は、必要経費の控除として概算控除と実額控除である項目別控除を選択できる。寄付金控除は、項目別控除を選択した場合にのみ利用することができる。概算控除は7割程度の納税者が選択し、項目別控除⁽²⁹⁾ は、高所得者が選択する割合が高い。項目別控除を選択する一般的な所得層の納税者では住宅ローンの支払利息が控除額の大きな割合を占めるが、高所得者の場合には慈善

寄付金の割合が大きくなるといわれている。

表5からも分かるように、個人納税者の寄付額に占める、項目別控除選択者の寄付額の割合は高い。また、一世帯あたりでみても項目別控除を選択する世帯は、概算控除を選択する世帯と比較すると、平均して37%寄付額が多い(前者が1,800ドルに対して後者は1,310ドル、2000年)(30)。

前にも触れたが、内国歳入法第501条(c)項(3) 号に該当する団体のなかでも、団体の種類によっ て寄付金控除の限度額は異なる。

パブリック・チャリティと事業型プライベート・ファウンデーションに対する寄付については、現金の寄付は、寄付者の調整総所得の50%を限度として所得控除が認められる(内国歳入法第170条(b)項(1)号(A))。評価性資産の寄付については、寄付者の調整総所得の30%を限度として所得控除が認められる(内国歳入法第170条(b)項(1)号(C))。

助成型プライベート・ファウンデーションに対する寄付については、現金の寄付は調整総所得の30%までしか所得控除が認められない(内国歳入法第170条(b)項(1)号(B))。評価性資産の寄付に関しては寄付者の調整総所得の20%を限度と

表 5 アメリカにおける寄付金額の推移

	概算控除	概算控除	概算控除	寄付金控	全体の個	a/b		
	選択者の	選択者の	選択者の	除額*(a)	人納税者	(%)		
	平均寄付	数	寄付額推	(億ドル)	寄付額(b)			
	額		計		(億ドル)			
	(ドル)		(億ドル)					
1997	382	65,517	250.1	991.9	1,242.0	79.9		
1998	446	65,335	291.1	1,092.4	1,383.5	79.0		
1999	455	64,656	294.4	1,258.0	1,552.4	81.0		
2000	543	63,415	344.2	1,406.8	1,751.0	80.3		
2001	542	63,350	343.5	1,481.2	1,824.7	81.2		
2002	551	63,302	348.6	1,488.7	1,837.3	81.0		
77 D D L L D 2 D 1 L A L D 1 A D 1 A D D A D A D A D A D A D D L D L D L D								

^{*}項目別控除における寄付金控除額である。項目別控除を選択した納税者の寄付額とほぼ一致すると思われるが、5年間の寄付金控除の繰越しが認められているのでその年の寄付額と一致するとは限らない。

⁽出典) Summary of individual giving Giving USA 2003, p.50をもとに作成

⁽²⁸⁾ 項目別控除等による税の優遇措置に対して、課される税金である。通常の所得額に優遇措置により減額となる 所得を加えた金額が一定額を超えた場合に代替ミニマム税が発生する。

²⁹ 項目別控除は、医療費、諸税、支払利息、慈善寄付金、災害及び盗難損失、雑控除項目から構成される。

^{(30) &}quot;Newsroom INDEPENDENT SECTOR Report Details Influence of Tax Itemizing Status on Charitable Giving" http://www.independentsector.org/media/deductingPR.html

して所得控除が認められる(内国歳入法第170条 (b)項(1)号(D))。

なお、法人の寄付額の損金算入限度額は、寄付先の団体の種類に関わらず所得額の10%である(内国歳入法第170条(b)項(2)号)。個人の場合も法人の場合も限度超過額については5年間の繰越しが認められている(内国歳入法第170条(d)項)。

3 ボランティア控除

NPO の活動には、寄付金のみでなく、NPO の活動を無償で支えるスタッフの活動も重要である。ボランティアを行っている21歳以上の成人は8,390万人に達し、その成人人口に占める比率は44%である(2000年)⁽³¹⁾。年間の労働価値はフルタイム勤務の900万人の労働者の労働価値に匹敵し、2,390億ドルの評価額に達する。

ボランティア活動そのものの労働価値の評価額は寄付金控除の対象にならないが、ボランティア活動に伴う経費については寄付金控除が認められている。ボランティア活動に伴って支出した旅費、交通費、宿泊費(内国歳入法第170条(h),(i)項)、役務のためのみに使用する制服、作業服などの費用(財務省規則1.170(g)(32))は一定の基準により控除できる。

VI 日米 NPO 税制の比較

以上、アメリカの NPO 税制について概観してきたが、わが国のものと比べて次のような相違点がみられる⁽³³⁾。

1 法人税の課税

法人税の課税対象となる事業を比較してみると、日本ではNPO法人は公益法人と同様に法人税法施行令で列挙された33種類の収益事業に

該当する事業を行う場合に、法人税が課税されるが、アメリカにおいては、免税団体の本来事業と関連のない事業を行う場合に法人税が課税される。日本の課税方式では、NPO、公益法人の本来事業にも形式的に課税されてしまう可能性があるが、アメリカの課税方式では、本来事業と関連性があるかどうか個別に判断がなされる。このことは逆に課税庁の裁量が入る余地もあることを示している。

2 寄付金控除

寄付金控除の面を比較すると、日本では、法 人が優遇されているのに対し、アメリカでは個 人が優遇されている。すなわち、日本の寄付金 税制においては、法人は、寄付先に公益性の縛 りがなく幅広く損金算入が認められ、かつ国、 地方公共団体への寄付金、指定寄付金等一部の 寄付金に関しては、限度額なく支出額のすべて を損金に算入できる。個人の寄付金の場合には、 国、地方公共団体への寄付金、指定寄付金のほ かは、特定公益増進法人と認定 NPO 法人に寄 付金控除の対象は限定され、控除も寄付金額が 1万円以上、所得の25%までしか認められてい ない。一方、アメリカでは、企業には課税所得 の10%までの損金算入しか認められていないが、 個人のパブリック・チャリティに対する寄付は 調整総所得の50%まで寄付金控除が認められて いる。

また、寄付金控除が認められる団体の数が日本と比べアメリカは非常に多い。アメリカで寄付金控除の対象となる団体は、主として内国歳入法第501条(c)項(3)号団体であるのに対し、日本で寄付金控除の対象となるのは特定公益増進法人と認定 NPO 法人である。

現在、特定公益増進法人の数は19,991、認定

^{(31) &}quot;Giving and Volunteering in the United States 2001" http://www.independentsector.org/programs/research/gv01main.html>

^{(32) 26} C.F.R.1 • 170(g)

③ 日本の NPO 税制については前稿「NPO 税制の概要と課題」『レファレンス』640号, 2004.5, pp.64-74参照

NPO 法人がわずか24なので、両者合わせて合計20,000ほどに過ぎない。それに対し、アメリカでは寄付金控除の対象となる団体は130万を超える。この数が寄付金額の差にもつながっているといえよう。

3 認定 NPO 法人制度とパブリック・チャリテイ

日本の認定 NPO 法人制度は、平成13年に導入され、NPO 法人のうち、一定の要件を満たした認定 NPO 法人が寄付金控除の対象となることを認めたものである。

認定 NPO 法人制度の創設に際しては、アメリカのパブリック・チャリティの認定方式であるパブリックサポートテストが導入された。しかし、多くの点で日米の制度には相違点があり、日本の認定 NPO 法人制度によって寄付金控除の対象となった NPO 法人の数は前述のように極めて少ない。

(1) 全体の仕組み

両国において、寄付金控除の対象となる NPO 法人を認定する機関は、それぞれの国の徴税機 関である国税庁と内国歳入庁である。

認定機関の性格に差異はないものの、優遇税制を受ける認定有効期間が日本では2年間に限られているのに対し、アメリカでは財務状況、事業内容等を記載した情報申告書を提出するのみで(II章「3免税団体の義務と規制」参照)有効期間に制限がない。ごく小規模のNPOが多数を占める日本において、申請に際しての事務等のNPO法人側の負担は重い。

(2) 総収入金額に占める寄付金等の割合について (パブリックサポートテスト)

アメリカのパブリックサポートテストでは、 総収入金額に占める寄付金の割合は3分の1以 上であることが必要とされるが、日本では5分 の1である(平成15年度の税制改正で3分の1か ら5分の1に要件を緩和)。ただし、計算方法に は日米でさまざまな相違点がある。

アメリカでは、原則として、本来事業収入は 分母に算入しないのに対し、日本では、本来事 業であっても算入する。そのため、分母が大き くなり、認定が難しくなる可能性がある。

アメリカでは、幾つかのパブリックサポート テストの認定方式が認められており、事業収入 を計算式に算入する方式も認められるなど、寄 付金の割合が、原則の要件である総収入の3分 の1を満たさない場合でも一定の要件のもとに 特例が認められ、パブリック・チャリティとし て認定される。一方、日本には単一の認定方式 しか認められていない。

寄付金の計算方法に関しても、日米に差がある。アメリカでは1者からの寄付金は、総収入金額の2%を超える分は寄付金総額の計算上不算入となるのに対し、日本では1者からの寄付金は、寄付金総額の5%を超える分が寄付金総額の計算上不算入となる(平成15年度の改正で、2%から5%に緩和)。ただし、アメリカの場合は、公的助成団体からの助成金は全額を分子に算入することができるのに対し、日本においては、他の寄付金と同様に算入制限の対象となる。また、アメリカでは寄付金はどんなに少額であってもパブリックサポートテストの数式に算入できるのに対して、日本では1者につき年間1,000円未満の寄付金は計算式に算入できない。

(3) 活動の対象について

アメリカでは、認定要件として、活動の対象に関する具体的な欠格事由は掲げられていない。一方、日本では事業活動の50%以上が NPO 法人の会員にのみサービスが行われるような共益的な活動でないことが要件とされており、介護等、福祉関連の会員サービスを主体としているような NPO は、たとえ誰でも会員になれる団体であっても認定されない。

(4) 事業活動の内容

アメリカでは、内国歳入法第501条(c)項(3)号

の規定に宗教団体が含まれるため、宗教活動への制限はない。しかし、政治活動については、ロビー活動の制限及び政治活動の禁止等の制限がある。日本では、NPO法人は、宗教、政治活動を行うこと自体が禁止されている。

また、日本では総事業費の80%以上が、特定 非営利活動事業費に使われること、また受け入 れた寄付金の額の70%以上が特定非営利活動事 業費に充当されることが必要とされるが、アメ リカでは、このような形式的・定量的な基準は 存在せず、専ら本来事業のために運営すること が要件となっている。

(5) 情報公開

アメリカでは、5,000ドル以上の寄付者の住所、氏名等を内国歳入庁に報告する義務はあるが、開示は求められていないのに対し、日本では、20万円以上の寄付者の住所、氏名、金額等を報告するだけでなく、閲覧させなければならない。役員の報酬等に関しても、アメリカでは理事及び最も多額の報酬を受けている上位5名の氏名、住所、職名、就業時間、金額等を年間報酬が5万ドル以上の場合に限って公開しなければならないのに対し、日本では報酬、給与を受けている全員の役員と従業員の氏名、その金額の閲覧をしなければならない。

おわりに

アメリカの NPO 税制は、歴史的にも成熟した制度である。わが国のものと比較しても、法人税課税、寄付金控除の仕組み等で大きな差異がある。特に、寄付金控除の対象となる法人の

選定においては、より柔軟な制度を採っており、 この差が両国における寄付金控除の対象となる 法人数の差、ひいては寄付金額の差につながっ ている。

日本においては、認定 NPO 法人の数がなかなか増加しないのに対し、アメリカにおいて寄付金控除が認められる内国歳入法第501条(c)項(3)号団体は順調に数を延ばしている。このことは、活動資金を多方面から得られやすい財政基盤の強固な NPO が増え、NPO 活動がより活発に行われる可能性を示している。しかしながら一方で、NPO が免税であることを利点としてビジネスに利用される(34)、寄付金控除の対象となる団体数が多く、本来入るべき所得税収が失われる、などのマイナスの側面も孕んでいる。アメリカにおいて、NPO の果たす役割は経

アメリカにおいて、NPOの果たす役割は経済的にも国民の精神的支柱としても大きいものがある。わが国においては、アメリカの税制を参考にしつつも、両国における NPO 税制を巡る差異を踏まえたうえで、NPO がどのような役割を社会で果たすことが望ましいかという原点に立ち戻って、これからの税制を考えていく必要があるであろう。

主要参考文献

雨宮孝子「アメリカにおける NPO 法制とガバナンス (1),(2),(3)」『公益法人』 2002.7-2002.9.

石村耕治『日米の公益法人課税法の構造』弘文堂,1992. 『NPO 支援税制改正のための NPO 法人実態調査報告 書』2003.4 シーズ=市民活動を支える制度をつくる会. その他、内国歳入庁のホームページ(http://www.irs. treas.gov/)より、各種資料を参照。

(いわた ようこ 財政金融課)